

# 障害児に対する支援について

平成22年12月15日

第7回 基本制度ワーキングチーム

説明資料

# 目次

## 現状

- 1 障害児に対する支援の全体像(福祉分野)
- 2 保育所における障害児に対する支援
- 3 放課後児童クラブにおける障害児に対する支援
- 4 障害児の発達支援に着目した専門的な支援

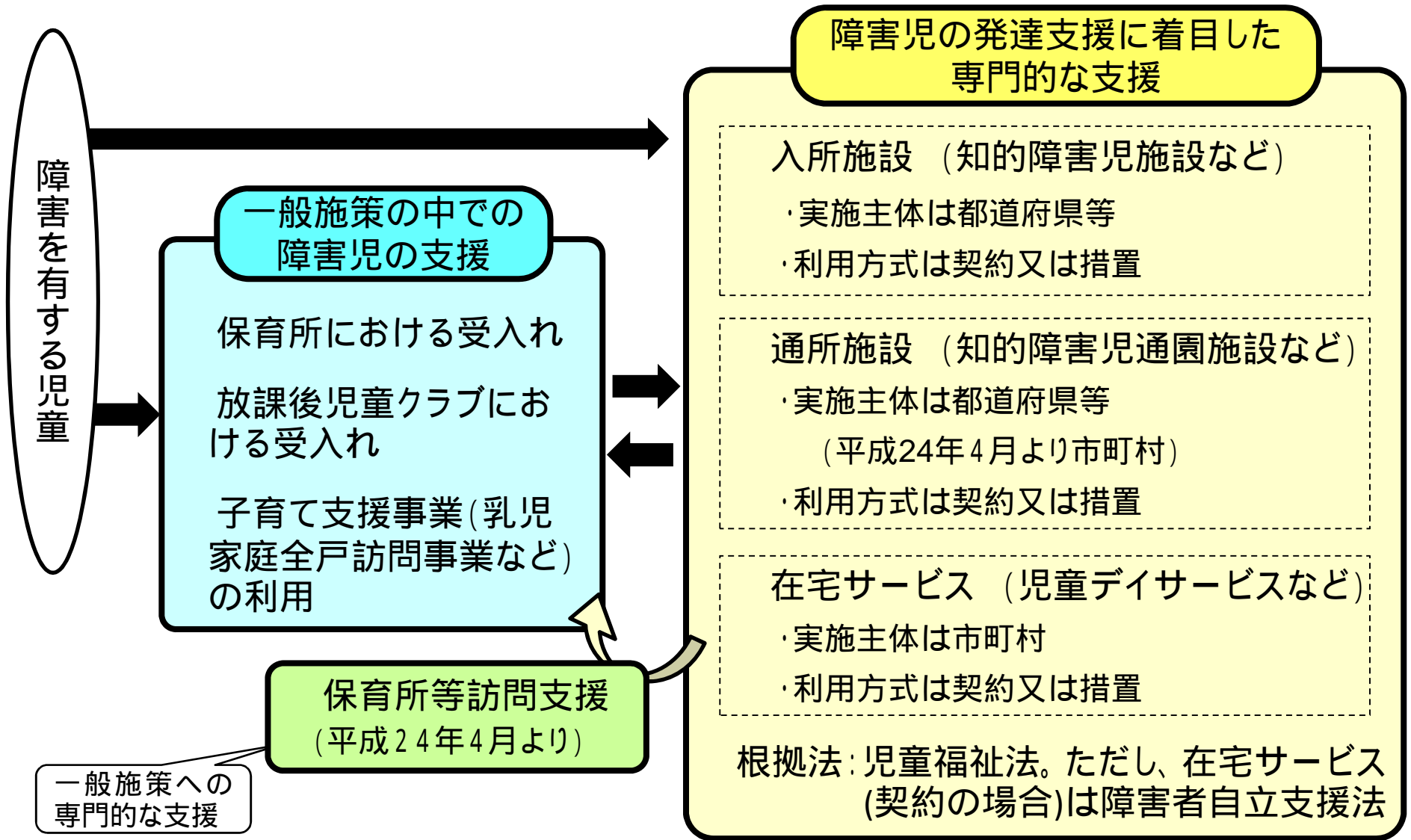
## 新システムでの位置付け

- 1 基本的考え方
- 2 こども園(仮称)等における障害児の支援
- 3 障害児の発達支援に着目した専門的な支援

# 現状

# 1. 障害児に対する支援の全体像(福祉分野)

障害児に対する支援施策は、障害児の発達支援に着目した専門的な支援と、一般施策の中での障害児の支援が、連携して行われている。



# 障害児の日中活動の場の状況

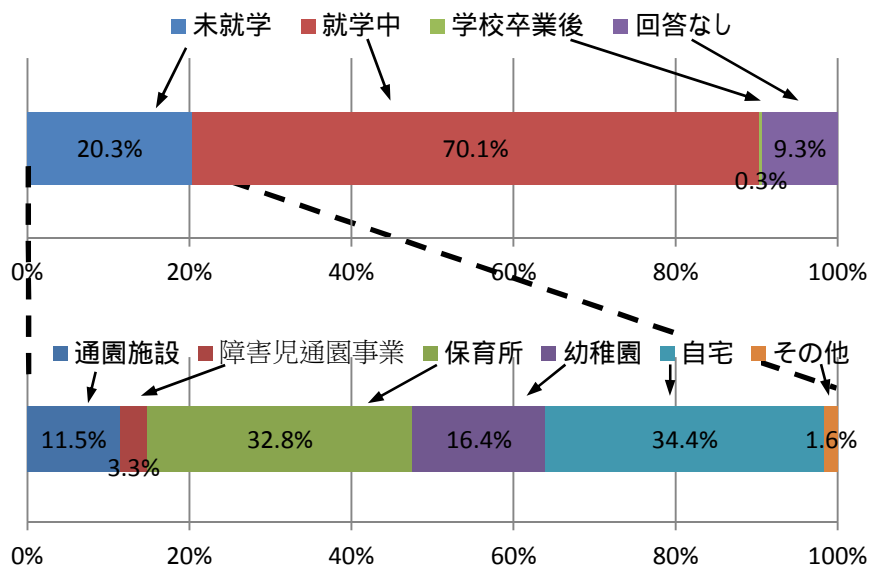
【身体障害児】（9.8万人、うち在宅9.3万人）

在宅の身体障害児のうち「未就学」の者は、20.3%。その日中活動の場を見ると、「自宅」が34.4%と最も多く、次いで「保育所」32.8%、「幼稚園」16.4%となっている。

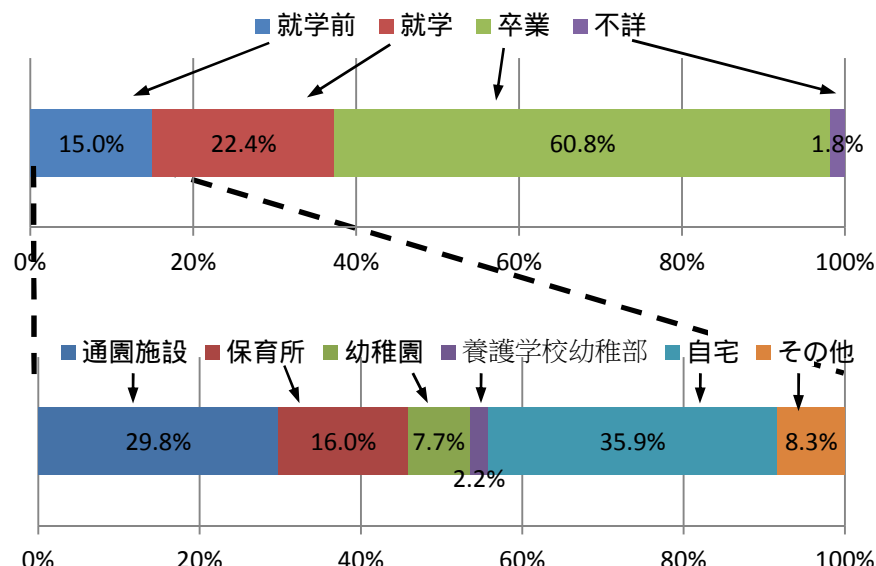
【知的障害児】（12.5万人、うち在宅11.7万人）

在宅の知的障害児(者)のうち「就学前」の者は15.0%。その日中活動の場を見ると、「自分の家」が35.9%と最も多く、次いで「通園施設」29.8%、「保育所」16.0%、「幼稚園」7.7%となっている。

【身体障害児】



【知的障害児(者)】



(出典) 厚生労働省「身体障害児・者実態調査」(平成18年)

(注) 同調査における「身体障害児」とは、身体障害児手帳所持者及び未所持であるが身体障害者福祉法別表に掲げる障害を有する者

(出典) 厚生労働省「知的障害児(者)基礎調査」(平成17年)

(注) 同調査における「知的障害児」とは、知能指数が概ね70までであり、かつ、日常生活上、特別の援助を必要とする状態にある者

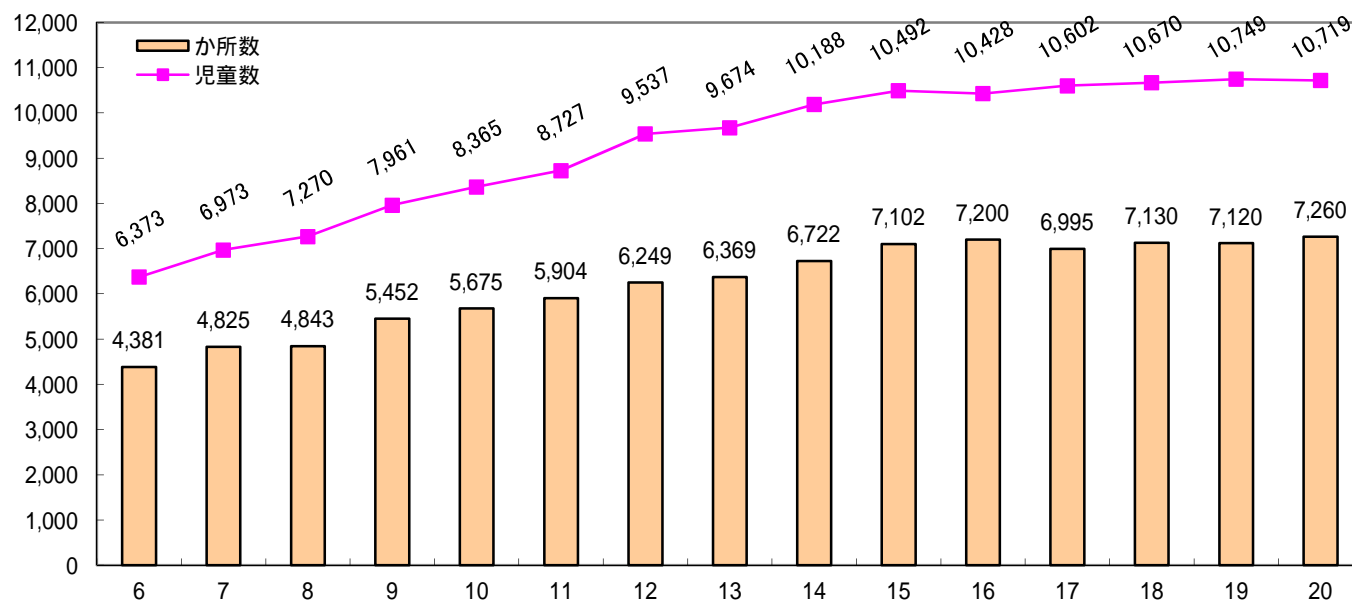
## 2 保育所における障害児に対する支援

### 現在の保育所における障害児保育の現状

平成20年度の受入保育所数は7,260か所であり、対前年度140か所の増加である。

平成20年度の受入児童数(特別児童扶養手当対象者)は10,719人であり、対前年度30人の減少となっている。

平成19年度以降は、特別児童扶養手当対象者以外の軽度障害者及び発達障害者も地方交付税算定対象に含まれており、平成20年度に保育所において受け入れられている障害児の総数は39,557人となっている。



\* 特別児童扶養手当

1級...身体障害者手帳1級2級及び3級の一部

2級...身体障害者手帳2級の一部、3級及び4級の一部

精神障害及び知的障害は上記と同程度

(障害の認定基準は障害基礎年金の1級・2級と同等)

(厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課調べ)

## 現行制度

昭和49年度から平成14年度まで、障害児保育を行う保育所に対し、特別児童扶養手当支給対象児童4人に対し、保育士を1人配置できるよう、補助を行っていた。

平成15年度以降、当該事業が一般財源化され、特別児童扶養手当支給対象児童4人につき保育士1人の配置を地方交付税算定対象とした地方財政措置を行うこととなった。

平成19年度、障害の程度が重い児童以外にも特別な支援が必要な児童が、保育所に多数受け入れられていたことから、地方交付税の算定対象を軽度障害児に広げ、特別な支援が必要な児童2人に対し保育士1人配置とする要望を行い、地方交付税を拡充した。

平成14年度以前

平成18年度以前

現行制度

人件費	程度	身体障害	知的障害	精神障害	発達障害
	重度	補助金 障害児:保育士 4:1			
	中度				
	軽度				
物件費					

人件費	程度	身体障害	知的障害	精神障害	発達障害
	重度	地方交付税 障害児:保育士 4:1			
	中度				
	軽度				
物件費					

人件費	程度	身体障害	知的障害	精神障害	発達障害
	重度	地方交付税 障害児:保育士 2:1 + 必要な物件費			
	中度				
	軽度				
物件費					

平成14年度当初予算額  
障害児保育事業費

3,184,570千円(国費)

負担割合:

国1/3、都道府県1/3、市町村1/3  
(国1/3、指定都市・中核市2/3)

平成21年度障害児保育事業費  
に係る地方交付税措置  
市町村分・個別算定経費  
標準団体(人口10万人)  
あたり5,522千円

(左記個別算定経費に加え)  
平成21年度地方交付税措置  
市町村分・包括算定経費  
標準団体(人口10万人)  
あたり37百万円(内数)

## 市町村における事業の状況

指定都市、中核市の障害児保育事業実施状況を調査したところ、すべての市で障害児保育に対し、何らかの財政支出がなされている。

対象となる障害は、多くの市町村で軽度障害や発達障害を含めたものとされており、調査対象市の全受け入れ障害児12,886名のうち、特別児童扶養手当対象外の児童が10,322名、そのうち発達障害が4,361名となっている。

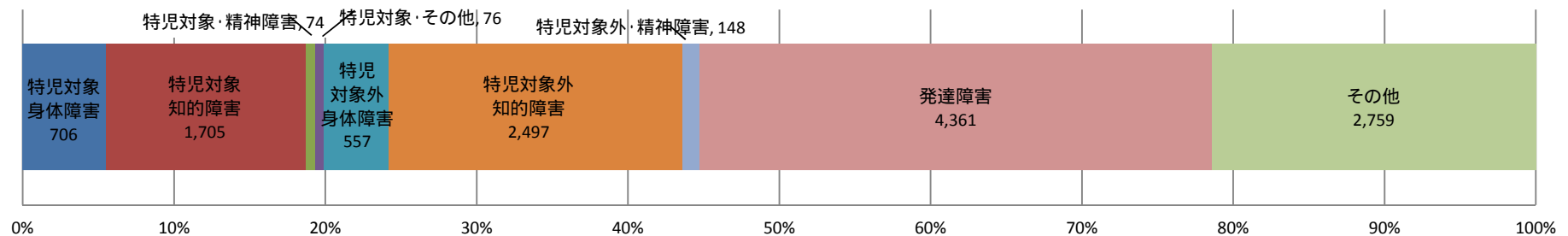
職員配置基準については、3:1としている市が最も多いが、2:1以上の基準を設けている市も19.6%ある。また、その他(41.2%)と回答した中で、障害の程度に応じて基準を設定しており、重度又は中度の障害について、配置基準を2:1以上としている市は17市(全体の33.3%)である。

補助基準額については

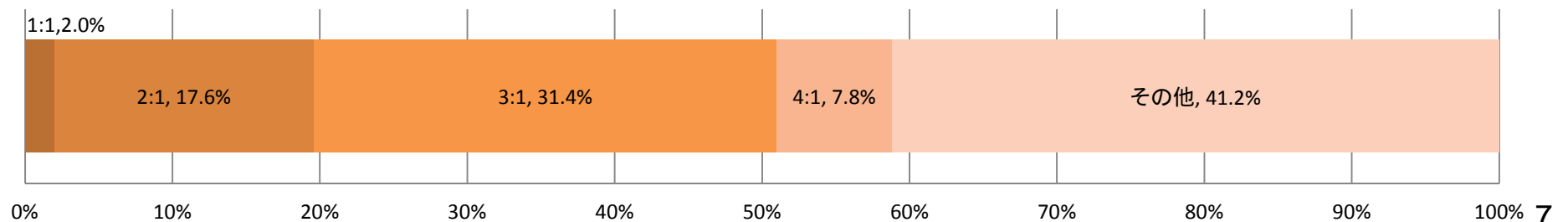
特別児童扶養手当対象児童(重度又は中度)の場合、障害児1名につき月額22,050円～217,320円

特別児童扶養手当対象外児童(又は軽度)の場合、障害児1名につき月額10,000円～126,200円となっている。

## 障害の種類・程度別受け入れ児童数



## 障害児保育職員配置基準の状況



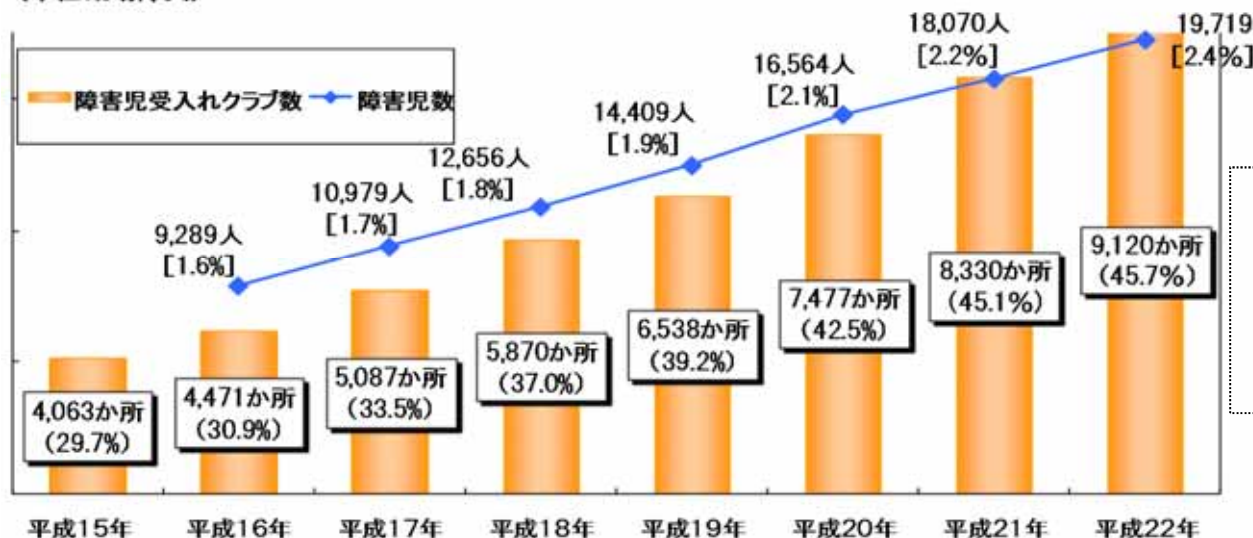


### 3 放課後児童クラブにおける障害児に対する支援

#### 障害児受入クラブ数及び障害児数の現状及び推移

障害児の受入クラブ数及び受入児童数は、年々、着実に増加。平成22年5月現在 9,120クラブ、19,719人  
平成22年においては、障害児受入クラブ数及び障害児数ともに、調査開始時と比較して2倍以上に増加。

(単位:か所、人)



(注1)各年5月1日現在(育成環境課調)

(注2) ( )内は、全クラブ数に占める割合、[ ]内は全登録児童数に占める割合

(注3)クラブ数は平成15年から、障害児数は平成16年から調査

#### 障害児の受入れ推進のための国の補助

##### < 運営費 >

放課後児童クラブは、国において運営経費に係る補助を実施しているが、障害児を受け入れるクラブには、個々の障害の程度等に応じた適切な対応が必要なことから、障害児を受入れ、専門的知識等を有する指導員を配置しているクラブに対し、障害児の受入れに必要な経費を、上乘せ補助している。

1クラブ当たり加算補助額(年額) 1,472千円(平成22年度予算)

##### < 整備費 >

障害児を受け入れるために必要なバリアフリー等の改修経費についても別途補助。

補助額:1,000千円(平成22年度予算)

## 4 障害児の発達支援に着目した専門的な支援

### (1) 障害者自立支援法等

障害児の発達支援に着目した対応としては、以下のとおり、児童福祉法又は障害者自立支援法に基づき、障害児のみを対象とする各種の施設・事業が実施されている。

#### 入所施設及び通所施設

実施主体：都道府県、指定都市、児童相談所設置市

利用方式：原則として、保護者が施設と契約を結び、サービスの提供を受ける仕組み。ただし、虐待のケースなど契約になじまない場合については、都道府県等の措置により入所等を行う。

根拠法律：児童福祉法

(注)通所施設の実施主体については、「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」(本年12月3日成立)により、都道府県等から市町村に移管(平成24年4月施行)

#### 在宅サービス

実施主体：市町村

利用方式：原則として、保護者が事業者と契約を結び、サービスの提供を受ける仕組み。ただし、虐待のケースなど契約になじまない場合については、市町村の措置によりサービスを利用する。

根拠法律：障害者自立支援法(契約の場合)又は児童福祉法(措置の場合)

## (参考) 障害児支援の概要

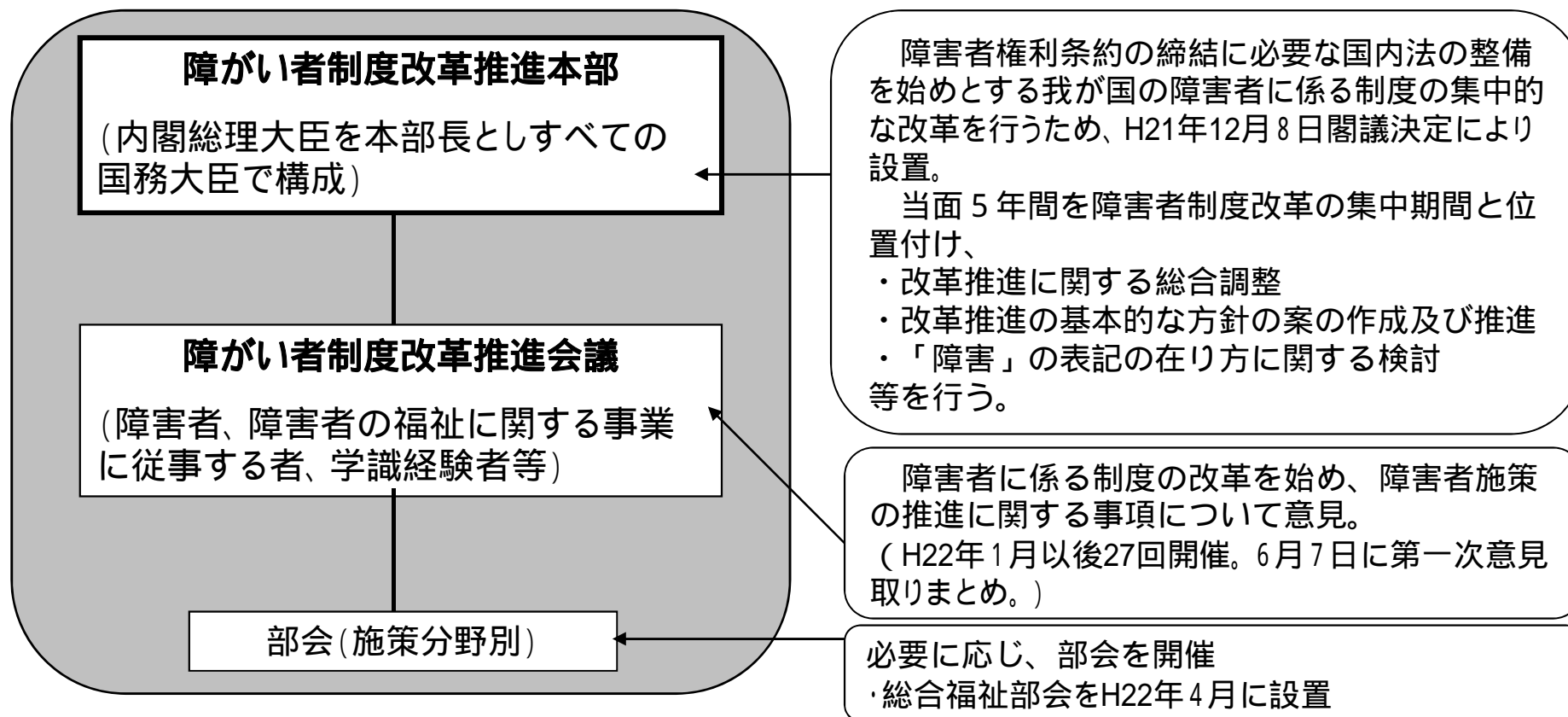
利用方式	分野	施設等	根拠法等	サービス内容	施設数等	利用児童数
直接契約又は措置	入所施設	知的障害児施設	・ 児童福祉法 ・ 都道府県、指定都市、児童相談所設置市が実施	知的障害の児童を入所させ、保護するとともに独立自活に必要な知識技能を与える。	248	9,350
		盲ろうあ児施設（入所）		視覚・聴覚・言語障害児童を入所させ、独立自活に必要な指導又は援助を行う。	23	299
		肢体不自由児施設（入所）		肢体不自由の児童を治療し、独立自活に必要な知識技能を与える。	62	2,623
		重症心身障害児施設		重度の知的、重度の肢体不自由が重複している児童を入所させ、治療及び養護を行う。	125	11,827
	通所施設	知的障害児通園施設	・ 国庫負担	知的障害の児童を日々保護者のもとから通わせて保護するとともに、独立自活に必要な知識技能を与える。	258	10,343
		盲ろうあ児施設（通所）		強度の難聴の幼児を保護者のもとから通わせて、必要な指導訓練を行う。	25	963
		肢体不自由児施設（通所）		肢体不自由の児童を通所によって治療し独立自活に必要な知識技能を与える。	99	2,777
	在宅等	児童デイサービス	・ 障害者自立支援法（契約）又は児童福祉法（措置） ・ 市町村が実施 ・ 国庫負担	日常生活における基本的動作の指導、集団生活への適応訓練等を行う。	1,137	36,611
		居宅介護		居宅において入浴、排せつ又は食事の介護等を供与する。	11,630	10,167
		行動援護		行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護等を供与する。	1,265	1,472
		短期入所		障害者支援施設等に短期間の入所をさせ、入浴、排せつ又は食事の介護等を供与する。	3,475	4,462
		重度障害者等包括支援		介護の必要の程度が著しく高い障害者等に、居宅介護等の障害福祉サービスを包括的に提供する。	46	20
		相談支援		障害者等からの相談に応じる等し、市町村等との連絡調整等を総合的に行うとともに、サービス利用計画の作成等を行う。	2,150	2,601

(注1) 上記のほか、障害者自立支援法に基づく自立支援医療、補装具費（国庫負担）、地域生活支援事業（国庫補助）がある。

(注2) 施設数等及び利用児童数は、平成20年10月1日現在。

(注3) 入所施設及び通所施設の利用児童数は、加齢児（18歳以上）を含み、重度障害者等包括支援及び相談支援の利用児童数は、障害者を含む。

## 障害者制度改革の推進体制



### 【新たな推進体制の下での検討事項の例】

- ・障害者権利条約の実施状況の監視等を行う機関(モニタリング機関)
- ・障害を理由とする差別等の禁止に係る制度
- ・教育
- ・労働・雇用
- ・障害福祉サービス(総合福祉部会をH22年4月以後開催) 等

# 障害者制度改革の推進のための基本的な方向について（抜粋）

〔平成22年6月29日  
閣議決定〕

政府は、障がい者制度改革推進会議（以下「推進会議」という。）の「障害者制度改革の推進のための基本的な方向（第一次意見）」（平成22年6月7日）（以下「第一次意見」という。）を最大限に尊重し、下記のとおり、障害者の権利に関する条約（仮称）（以下「障害者権利条約」という。）の締結に必要な国内法の整備を始めとする我が国の障害者に係る制度の集中的な改革の推進を図るものとする。

## 第2 障害者制度改革の基本的方向と今後の進め方

### 2 横断的課題における改革の基本的方向と今後の進め方

#### (3) 「障害者総合福祉法」（仮称）の制定

応益負担を原則とする現行の障害者自立支援法（平成17年法律第123号）を廃止し、制度の谷間のない支援の提供、個々のニーズに基づいた地域生活支援体系の整備等を内容とする「障害者総合福祉法」（仮称）の制定に向け、第一次意見に沿って必要な検討を行い、平成24年常会への法案提出、25年8月までの施行を目指す。

### 3 個別分野における基本的方向と今後の進め方

#### (5) 障害児支援

障害児やその保護者に対する相談や療育等の支援が地域の身近なところで、利用しやすい形で提供されるようにするため、現状の相談支援体制の改善に向けた具体的方策について、総合福祉部会における議論との整合性を図りつつ検討し、平成23年内にその結論を得る。

障害児に対する支援が、一般施策を踏まえつつ、適切に講じられるようにするための具体的方策について、総合福祉部会における議論との整合性を図りつつ検討し、平成23年内にその結論を得る。

# 障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成22年12月3日成立）の概要

## 趣旨

公布日施行

- 障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間における障害者等の地域生活支援のための法改正であることを明記

## 利用者負担の見直し

平成24年4月1日までの政令で定める日から施行

- 利用者負担について、応能負担を原則に
- 障害福祉サービスと補装具の利用者負担を合算し負担を軽減

## 障害者の範囲の見直し

公布日施行

- 発達障害が障害者自立支援法の対象となることを明確化

## 相談支援の充実

平成24年4月1日施行

自立支援協議会については、平成24年4月1日までの政令で定める日から施行

- 相談支援体制の強化（市町村に基幹相談支援センターを設置、「自立支援協議会」を法律上位置付け、地域移行支援・地域定着支援の個別給付化）
- 支給決定プロセスの見直し（サービス等利用計画案を勸案）、サービス等利用計画作成の対象者の大幅な拡大

## 障害児支援の強化

平成24年4月1日施行

- 児童福祉法を基本として身近な地域での支援を充実（障害種別等で分かれている施設の一元化、通所サービスの実施主体を都道府県から市町村へ移行）
- 放課後等デイサービス・保育所等訪問支援の創設
- 在園期間の延長措置の見直し（18歳以上の入所者については、障害者自立支援法で対応するよう見直し。その際、現に入所している者が退所させられることのないようにする。）

## 地域における自立した生活のための支援の充実

平成24年4月1日までの政令で定める日から施行

- グループホーム・ケアホーム利用の際の助成を創設
  - 重度の視覚障害者の移動を支援するサービスの創設（同行援護。個別給付化）
- (その他) (1)「その有する能力及び適性に応じ」の削除、(2)成年後見制度利用支援事業の必須事業への格上げ、(3)児童デイサービスに係る利用年齢の特例、(4)事業者の業務管理体制の整備、(5)精神科救急医療体制の整備等、(6)難病の者等に対する支援・障害者等に対する移動支援についての検討

(1)(3)(6) :  
公布日施行  
(2)(4)(5) :  
平成24年4月1日  
までの政令で定める  
日から施行

# 新システムでの位置付け

## 1 基本的考え方

新システムの対象となる子育て支援事業は、すべての子ども・子育て家庭に良質な成育環境を保障し、子どもを大切にできる社会とすることを目的。障害児やその家庭も利用することが可能とすべきではないか。

一方で、医療の提供や発達支援などの障害児のニーズに対しては、きめ細かな対応が必要とされ、専門的なサービスを提供する観点で踏まえると、保育サービスで対応すべきものと、障害者施策で対応すべきものをどう整理するか。

また、保育所等訪問支援のように一般施策への専門的支援も加わっている。

いずれにせよ、一般施策と障害児の発達支援に着目した専門的支援の連携が必要。

また、障害者制度全般についての改革推進に係る議論の状況等を踏まえ検討することが必要ではないか。

現在は、市町村において、審査会などを設け、各児童に対してどのようなサービスを提供すべきかを判定しているケースがあるが、こうした地方の取組を、新システムにどう取り込んでいくべきか。



## 2 こども園(仮称)等における障害児の支援

### < 基本的考え方 >

支援を必要とするすべての子どもに保育サービスを提供する観点から、

- ・日々こども園(仮称)に通所することが可能
- ・保育士等の加配で対応可能

等、こども園(仮称)に通所可能な子どもについては、こども園(仮称)で受け入れられることとしてはどうか。

この場合、市町村が作成する新システム事業計画(仮称)の中に、障害児の受け入れについて位置づけることとしてはどうか。

また、障害のある子どもも契約による利用を基本としつつも、契約による利用が著しく困難な場合には、市町村による措置による利用の仕組みが必要ではないか。

## < 必要な支援 >

障害のあるこどもに対し、特別な支援を行うためには、必要な設備・人員配置等が必要となることを踏まえ、障害児の受け入れ可能なこども園(仮称)が増えるよう、財政的な支援を行う必要があるのではないか。

現行の地方交付税措置において、すでに軽度障害、発達障害も含め、広く施策の対象としているところである。このため、多くの市町村で障害児保育に対して財政支出がなされているが、各市町村の判断により、障害児の対象範囲や職員配置基準、加算の内容等はそれぞれ定められている。

こうした取組については、地方一般財源により措置されており、新システムの下においても、地域主権の観点から、引き続き一般財源とするか。

または、新たな制度においては、子ども・子育て包括交付金(仮称)等を財源とし、市町村の子ども・子育て関係の特別会計から給付することとするか。この場合、国の関与が従来よりも強まることについてどう考えるか。

## < その他 >

現行制度において、障害児に対する特別の施策がない休日保育、夜間保育等についても、職員を加配している場合の加算など適切な措置を講じる必要があるのではないか。

放課後児童給付(仮称)における障害児に対する支援については、放課後児童給付(仮称)全体の議論の中で、検討。

現在、障害者制度改革について別途議論がなされており、その議論との整合性をとる必要があるのではないか。また、「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」(平成22年12月3日成立)において、障害児施設等の職員が保育所等を巡回し支援する「保育所等訪問支援」が法定化されており、この動きも踏まえて検討する必要性があるのではないか。

### 3 障害児の発達支援に着目した専門的な支援

障害児の発達支援に着目した専門的な支援については、現在、施設入所については都道府県等が実施主体、在宅サービス(契約の場合)については障害者自立支援法が根拠法であるなど、地域の子育て支援事業とは別体系によりきめ細かく対応。

現在、障害者制度全般について、本年6月の閣議決定に基づき、改革推進のための検討が進められており、「障害者総合福祉法案」(仮称)の提出が平成24年に予定されており、この検討の中で、障害児支援については、「総合福祉部会における議論との整合性を図りつつ検討し、平成23年内にその結論を得る。」とされている。

新システムにおける給付の仕組みに切り換えるか等については、その議論の状況等を踏まえ検討する必要があるのではないか。

現在、障がい者制度改革推進会議において、「障害児支援」については、作業チームを設けて検討中。